



📖 気になるアレコレ簡単解説 📖

身近な法律のススメ

遺産相続に関連する期間制限

相続が開始した後、相続手続きに関連して様々な期間制限が設けられています。今回はその期間制限のある手続きについて簡単にご説明したいと思います。

1 相続放棄

まず、相続放棄について。相続放棄とは、被相続人の遺産（プラスの財産もマイナスの財産も）一切相続をしないことです。被相続人が多額の借金を抱えていたというような場合に用いられます。

相続放棄の手続を行うためには、「自分のために相続があったことを知ってから3ヶ月以内」に裁判所に申立てを行う必要があります（これを熟慮期間と言います。）、これを過ぎてしまうと相続放棄ができなくなります。裁判所に熟慮期間の伸長の申立てをして認められた場合には、熟慮期間を経過しても大丈夫です。

また、例外的に、熟慮期間を経過した後であっても、隠れた債務を発見した場合には、その事実を知ったときから3ヶ月以内に申立てを行えば、相続放棄が認められる可能性があります。

※相続放棄に似た手続きとして「限定承認」というものもあります。



柏事務所所属 弁護士
加藤 貴紀

2 遺留分侵害額

遺留分侵害額請求は、相続人に最低限保証されている取り分を他の相続人に金銭請求することができる制度で、法定相続分の半分が遺留分として認められています。例えば、相続人がA、Bといるのに「被相続人の遺産をすべてAに相続させる。」といった遺言がある場合に、BがAに対して請求していくことになります。

遺留分侵害額請求は、「相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から」1年以内に行使するする必要があります、その期間を経過してしまうと請求できなくなってしまいます。ただし、これは「遺留分を侵害する贈与又は遺贈」について認識してからになりますので、上記の例のような遺言があることを知ったとき等、具体的な事情によって起算点が変わってきます。

なお、相続開始から10年経過した場合についても同様に請求できなくなってしまいます。

（お亡くなりになった時期によって適用される法律が変わりますのでご注意ください。）

3 その他の手続き

その他にも、相続に関連した手続きとして、以下のようなものに期間制限があります。

- ① 準確定申告（被相続人の所得税等の申告）…4ヶ月
- ② 相続税の申告・納税…相続開始後10ヶ月
- ③ 相続税の軽減措置の適用…相続税申告期限後3年

※これらの期間は原則のものになりますので、実際にいつまでが期限となるのかは、税理士等の専門家にご相談頂くことをおすすめします。

4 まとめ

相続放棄や遺留分減殺請求については、それを行わなかっただけで大きな債務を負うことになったり、あるいは得られるはずであった財産を得られなかったりする可能性があります。少しでも気になった場合は弁護士にご相談頂くことをおすすめいたします。 (文責：弁護士 加藤 貴紀)

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋香番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間：午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



代表弁護士大澤一郎の

「ワインが苦手な人のための ワインの選び方」

～第43回 赤ワイン カベルネソーヴィニヨン～



今回は赤ワインのぶどう品種カベルネ・ソーヴィニヨンのご紹介です。
赤ワインでは一番有名な品種のため、ご存じの方も多と思います。

味は、「これぞ赤ワイン」という感じの味がします。重厚で飲みごたえのある味ですので、とても好きな人も多い一方、元々ワインが苦手という方は味が強すぎるかもしれません。



フランスのボルドーなど的高级赤ワインの場合にはもったいないですが、500円前後のワインの場合には、「味が濃い」と思った場合には勇気を出して、何かソフトドリンクなどと混ぜるのがお勧めです。コーラ・オレンジジュースなどが個人的にはお勧めですが、WEBサイトで調べたところ、色々な飲み方がありました。

■スプリッツァー・ルーージュ

赤ワインとソーダを混ぜたカクテルです。白ワインとソーダもおいしいですが、赤ワインでもおいしいような気がします。

■キティ

赤ワインとジンジャエールを混ぜたカクテルです。苦味がおいしいような気がします。

■イレブンバイオレット

赤ワインとカルピスと水を混ぜたカクテルです。甘くて飲みすぎてしまいそうです。名前の由来が気になるところです。

■ホットワイン

赤ワインに砂糖とシナモンを入れてあっためるカクテルです。ほっこりした気分になりそうです。

■マイラ

赤ワイン・ウォッカ・スイートベルモットを混ぜたカクテルです。二日酔間違いないです・・・。

ワインだけで飲むのも楽しいですが、たまには別の飲み方も楽しそうですね。

(文責:大澤一郎)

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋香番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



弁護士 松本達也

香川県の魅力お伝えいたします

本日は、私、松本がお勧めの旅行先である香川県の魅力をお伝えします！

司法試験に合格すると、裁判官、検察官、弁護士になるための司法修習という研修が1年間あります。私は、元々香川県が好きで旅行でも頻りに訪れていたことから、せっかく長い時間を過ごすのであれば自分の好きなところで過ごしたいと考え、香川県高松市を修習地として選びました。研修が終了した後も、毎年1回以上(2回行く年もあります)香川県に遊びに行っています。

そのような経緯から今回は、地元民よりも香川県を愛すると言っても過言ではない松本が、香川県の魅力をお伝えしたいと思います。

千葉県にお住まいの方は、四国は遠いので香川県には行きづらいな・・・と思われる方もいらっしゃると思いますが、飛行機であれば成田空港から高松空港までおよそ1時間半で到着しますので、アクセスは簡単です。

さて、香川県のグルメと言えば、皆様思い浮かべるのは讃岐うどんだと思います。香川県には、およそ600軒のうどん屋さんがあります。昔は、信号機の数よりもうどん屋さんが多いと言われていたそうです(現在は信号機の方が圧倒的に多いです笑)。高松駅の近くでさっと美味いうどんを食べたいという方には、香川県ならではのうどん屋さんの雰囲気(自分でうどんを温めるスタイル)を存分に味わえる「さか枝」や「上原屋本店」がお勧めです。



「上原屋本店」のうどんです。

また、うどん以外のお勧めグルメとして骨付き鳥があります。骨付き鳥は、スパイスで味付けした鳥のもも肉をまるごと一本、高温で焼き上げた料理です。「おやどり」と「ひなどり」の二種類のメニューがあり、どちらもそれぞれの良さがあるのですが、個人的にはしっかりと歯ごたえが特徴的な「おやどり」がお勧めです。ちなみに骨付き鳥発祥の店である「一鶴」は、横浜にもありますので、香川県まではちょっと・・・という方は是非とも横浜店に！

香川県は、多数の島によって構成されている県です。オリーブや日本三大渓谷美である寒霞渓のある小豆島はもちろん、瀬戸内国際芸術祭の舞台となる、豊島、直島、女木島などがあります。初日は香川県を回り、翌日から島めぐりをするのもお勧めです。



紙面の関係でご紹介できませんでしたが、国の特別名勝に指定されている栗林公園もお勧めです！

また、本州と四国をつなぐ瀬戸大橋と瀬戸大橋記念公園もお勧めです。瀬戸大橋記念公園は、入場料無料で瀬戸大橋が実現するまでの長い道のりを学ぶことができます。個人的には、瀬戸大橋記念公園内にある香川大学の学生さんが営業している Hashicafe でゆったりしながら瀬戸大橋を眺めるのが好きです(※残念ながら現在は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため Hashicafe は休止しているようです)。

新型コロナウイルスが落ち着いた際には、皆様是非とも香川県に足を運んでみてください！

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋香番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時~午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



よつばの新型コロナウイルス感染対策

よつば総合法律事務所では、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を受け、所内外への感染被害抑止の観点から、以下の対応を実施いたしております。

1. 弁護士及びスタッフの対策

- 弁護士、スタッフの手洗い・アルコール消毒
- 弁護士、スタッフのマスク着用の推奨および健康管理



2. 相談室含む所内の対策

- アルコール消毒液の設置
- 相談室に透明パーティションを設置
- 相談室の清掃・除菌の強化
- 窓を開放しての換気
- お客様にご利用いただくボールペン等のこまめな消毒
- お客様にご提供するドリンクをペットボトルのお水に限定
- お子様へのおもちゃの貸出の自粛



ご来所いただくお客様へのお願い

発熱や咳、味覚障害、倦怠感、風邪等の症状のある方、体調のすぐれない方は来所をお控えいただけますようお願いいたします。(相談当日でも構いませんので、お電話いただければ再度日程の調整をさせていただきます。)

来所時には必ずマスクを着用いただき、事務所入り口でのアルコール消毒のご協力をお願いいたします。

来所されるすべてのお客様に対しスタッフが検温させていただいておりますのでご協力いただけますようお願いいたします。(尚、所内検温時37.5℃以上の場合は当日のご相談をお断りさせていただいております。)

ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。



【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐https://yotsubalegal.com/

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋香番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時~午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。